

令和6年度 園児募集について

認定こども園・問寒別へき地保育所では、令和6年度の入園児を令和6年2月1日から2月29日までの期間で募集いたします。

幌延町認定こども園

○**幼稚園**（1号認定3〜5歳児）
定員 15名

・保護者の就労に関わらず、3歳以上（令和6年4月1日現在）のお子さんと、幼児教育を希望する方が対象です。

・教育標準時間 9時〜13時（8時30分から登園時間、給食後に降園）

○**保育園**（2号・3号認定0〜5歳児）定員70名

・「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さんが対象です

（2号・3号認定）

(1) 就労

(2) 妊娠・出産

(3) 保護者の疾病、障がい

(4) 同居または長期入院などをして

ている親族の介護・看護

※兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴

う看護など、同居または長期

入院・入所している親族の常

時の介護、看護

(5) 災害復旧
(6) 求職活動（起業準備を含む）

(7) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）

(8) 虐待やDVのおそれがあること。

(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用して

いる子どもがいて継続利用が必要であること。

(10) その他、上記に類する状態として幌延町が認める場合

○保育時間

保育標準時間認定 7時30分〜18時30分（保護者の就労により、最大11時間利用可能）

保育短時間認定 8時15分〜16時15分（保護者の就

労により、最大8時間利用可能）

休園日 土曜日・日曜日、

国民の祝日、年末年始

○**認定こども園 入園までの流れ**

(1) 施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定（教育・保育

●幌延町認定こども園 利用者負担額等についてお知らせします●

① 3歳〜5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっています。

給食費および教材費は下記表のとおり保護者負担金があります。

保護者負担金（教育標準時間認定（1号認定））

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		給食費月額		教材費月額	
定	義	副食	主食		
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	ひとり親世帯等	0	0	0	
	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあっては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯（町民税所得割非課税世帯含む）	77,100円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯	0 800	1,140 1,140
		77,100円以上211,200円未満	4,100	800	1,140
		211,200円以上	4,100	800	1,140

※就学援助（要保護または準要保護）世帯と同等世帯の子どもおよび第3子以降の子どもは主食費および教材費を全額免除。

保護者負担金（保育2号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間・保育短時間				
定	義	給食費月額		教材費月額		
		副食	主食			
A	生活保護世帯	0	0	0		
B	ひとり親世帯等	0	0	0		
	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0		
C	A階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあっては、前年度分。以下同じ。）の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯	0 800	1,140 1,140	
		48,600円以上77,101円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額	0	800	1,140
		77,101円未満	77,101円未満	0	800	1,140
		97,000円未満	上記以外で所得割課税額57,701円未満 上記以外の世帯	0 4,100	800	1,140 1,140
		97,000円以上169,000円未満	4,100	800	1,140	
169,000円以上301,000円未満	4,100	800	1,140			
301,000円以上	4,100	800	1,140			

※就学援助（要保護または準要保護）世帯と同等世帯の子どもおよび第3子以降の子どもは主食費および教材費を全額免除。